

## 6月議会報告

### 釜井敏行議員は一般質問で

- ① 9500万円の豪華トイレについて
- ② 同和奨学金について
- ③ 川上ダムの総事業費と今後の水道料金について の3点を質問しました。



### 同和奨学金廃止 奨学金一本化へ

同和奨学金については、教育総務課が同和奨学金と一般奨学金との間に大きな格差があることは認めましたが、そういった格差(下記の表参照)をつけている根拠である「教育格差」についての具体的な説明はありませんでした。「低所得の世帯が多いという理由であれば一般奨学金で対応できるのでは」という問いには「現時点で同和奨学金という制度があるので、それで対応している」と答弁し、同和奨学金でなければならない理由を説明することはできませんでした。

「奨学金に一本化したうえで、支給要件を緩和し、支給額を引き上げてはどうか」と提案し、見解を問うと、「かつての被差別地域が、そうでないかに関わらず、困っている人を救うのが大事。よって奨学金制度を一本化し、支給額も引き上げることを検討したい」と答弁しました。

聖域となっている同和施策のひとつである同和奨学金制度の見直しについて市長が本会議の場で言及したことは、同和問題の解決に向けての大きな前進です

#### 伊賀市奨学金と伊賀市同和奨学金の比較

教育委員会教育総務課の資料による

	伊賀市奨学金	伊賀市同和奨学金
対象	<p>所得要件</p> <p>申請者と生計を同一にする世帯員の中に、申請年度の住民税(市民税+県民税)所得割額を納付すべき世帯員がない人</p>	<p>所得要件</p> <p>(高校等) 父母又は保護者の市民税所得割額の合計が年間で85,000円以下の人</p> <p>(大学等) 父母又は保護者の市民税所得割額の合計が年間で166,000円以下の人</p>
支給額	<p>高等学校・高等専修学校など 年額 72,000円</p> <p>大学・短期大学・専門学校など(国公立) 年額 72,000円</p> <p>大学・短期大学・専門学校など(私立) 年額 84,000円</p>	<p>高等学校・高等専修学校など 年額 96,000円</p> <p>(高校等第1学年初回支給時には入学時奨学金として20,000円を加算)</p> <p>大学・短期大学・専門学校など(国公立) 年額 120,000円</p> <p>大学・短期大学・専門学校など(私立) 年額 144,000円</p>

(いずれも返済不要の給付型奨学金)

#### ダム建設費増大で

#### 水道料金値上げのおそれ



水道料金の問題について、水道部は「15年間は上げる必要はない」と言った一方で「10年先のことは分からない」という無責任な答弁。

岡本市長は、川上ダム総事業費について「『ダムに定価があるわけではなく、出来高払い。1180億円では済まないだろう』という認識に変わりない」と答弁。

総事業費が増大した場合の将来の水道料金の見通しをしっかりと市民に提示するべきではないでしょうか。

### 百上まな議員は一般質問で

- ① 市営住宅の駐車場管理について
- ② 隣保館、教育集会所の職員採用について
- ③ 児童・生徒の健康と学習権について の3点を質問しました。



### 生理用品のトイレ常備 伊賀市の小中学校で実現

コロナ禍による経済的な貧困にともない、女性にとって生活必需品である生理用品を購入できない、いわゆる「生理の貧困」問題をNHKテレビで報じたのは3月。女子学生や女性団体は「生理用品の無償配布」や「学校配布」を自治体に要請してきました。

伊賀市では6月7日、新日本婦人の会伊賀支部の代表が、市長、教育長あてに「コロナ禍のもと、児童生徒の健康と学習権が守られるために生理用品の学校トイレ配備を求めます」と要請し、教育長と懇談を行いました。

6月議会で、百上真奈議員が一般質問で小中学校のトイレに生理用品の常備を求めたところ、教育委員会事務局長から「生理をめぐると不安を取りのぞき、すべての子どもたちが安心して学校生活がおくれるよう女子トイレに生理用品を常備する方向で準備をすすめる」との答弁がありました。

三重県教育委員会は、県立高校、特別支援学校全75校の個室トイレに生理用品をおくと発表。三重県でも、生理用品のトイレ配備が進みつつあります。

### 多様な性や国際化、健康維持に対応できる制服を

上野南中学校では、今年度から性差のない3タイプの制服に替わり、1年生から順次着用を開始。

百上議員は多様な性や国際化、健康維持に対応できるように選べる制服の導入を求めました。教育長

は「体操服を制服と同等に扱うことも含め、制服のあり方について検討していく」と答弁しました。

生徒が多様性を認め合い、自分らしく学び生きられる学校や伊賀市であってほしいと願います。

#### 市営住宅の駐車場管理について

### 公有地使用料の不公平な減免 庁内で改善策協議へ

2年以上にわたり百上議員が質問を重ねた駐車場問題は、駐車料金の余剰金が2つの団体に分配される仕組みがあり、そのうち自治会に入金されていたことを行政が認めました。また、公有地使用料の9割以上減免により、余剰金が生み出されていたことも判明。

今年度は、八幡町地区住民自治協議会(自治協)が管理していますが、伊賀市は自治協による管理は公益性が高いとして、公有地使用料を10割減免しています。さらに、昨年度清算後に出た324万円の余剰金は、伊賀市に戻させています。

百上議員の質問に対し、財政部長は「収益がでる駐車場は営利事業とみなし減免しない」と答弁し、他の自治会や地域住民でつくるNPO法人が管理する

駐車場は減免していません。一方、駐車場で324万円の収益があった自治協に対し10割減免している理由について人権生活環境部長は「余剰金が出たら市へ戻してもらおうという市長が認める条件で減免している」と答弁しました。このような取り扱いをしている例にはありません。決裁をした市長の説明が必要です。

最後に人権生活環境部長は「この方法が最善とは考えていない。所管課の移転も含め庁内で協議し、年内のできるだけ早い時期に改善策を示したい」と答弁しました。

引き続き、この問題について真相究明と住民の納得できる改善を求めていきます。